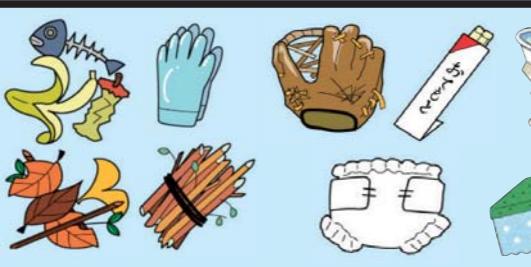


家庭ごみの分け方・出し方 A地区

もえるごみ



- 指定袋「もえるごみ」で出してください。
- 生ごみは、十分水切りをしてから出してください。
- 「もえないごみ」は、絶対に入れないでください。
- 食用油は、紙や布に吸わして出すか、固形状にして出してください。
- 紙オムツは、汚物を取り除いてから出してください。

もえるごみ

氏名

プラスチック製
その他容器包装
包装



- 「」マークの表示のあるもの
- 指定袋「プラスチック類」で出してください。
- 中身を取り除き、洗って水切りをしてから出してください。
- 汚れを取ることが困難なものは、「もえるごみ」へ。
- 金属類は、絶対に入れないでください。

プラスチック類

氏名

毎週
月・木
曜日

ペットボトル

(飲料用・酒類用・しょうゆ用に限る)



- 指定袋「ペットボトル専用」で出してください。
- 「」マークの表示のあるもの。
- はずしたキャップ、ラベルは「プラスチック類」へ。

ペットボトル専用

粗大ごみ

もえる
もえない



- 一人で持てる重さのもの。
- 大きさ
1辺(1番長い辺)が30cm以上1m未満 100円シール
1辺(1番長い辺)が1m以上2m未満 200円シール

100円シール

氏名

200円シール

氏名

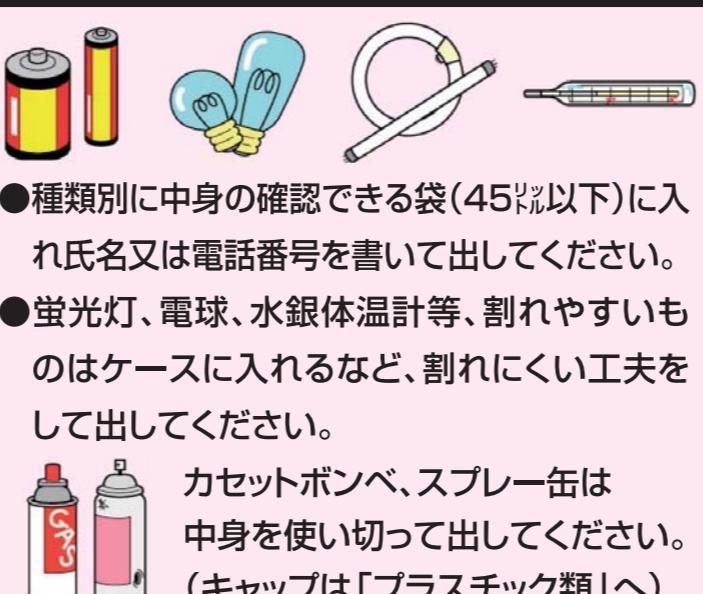
毎月
第1水曜日

古布類



- きれいなもの、使用できるものに限ります。
- 中身の確認できる袋(45リットル以下)に入れ
氏名又は電話番号を書いて出してください。
- 汚れているもの、使用できないものは
「もえるごみ」へ。
- 大量に出される場合は、直接センターへ。

有害・危険ごみ



力セッポンベ、スプレー缶は
中身を使い切って出してください。
(キャップは「プラスチック類」へ)

埋立ごみ



- 中身の確認できる袋(45リットル以下)に入れ
100円シールを貼って出してください。
- 割れたビン類、食品以外のビン類。
- 化粧品、接着剤、塗料など食品以外のビンを出す場合、必ず中身を使い切ってから出してください。

100円シール

氏名

コンテナ回収
缶類
(飲食用に限る)



- 中身を飲みきり、軽く洗い
水切りをしてから出して
ください。
- タバコなどの異物は取り除
いてください。
- 力セッポンベ、スプレー缶
は絶対に入れないで
ください。
「有害・危険ごみ」に
出して下さい。

コンテナ回収
(飲食用に限る)
ビン類

小コンテナ(オレンジ)
その他

- ふた、王冠、キャップは
必ず取り除いてください。
プラスチック製は「プラスチック類」へ
それ以外は、「破碎選別ごみ」へ
- 中を軽く洗い、水切りをして
から出してください。
- 異物は必ず取り除いて
ください。
- 飲食用以外ビン、ガラス類、ガラ
ス食器等は「埋立ごみ」に出て
ください。
- 農薬、劇薬のビンは出さずに取
扱店にご相談ください。

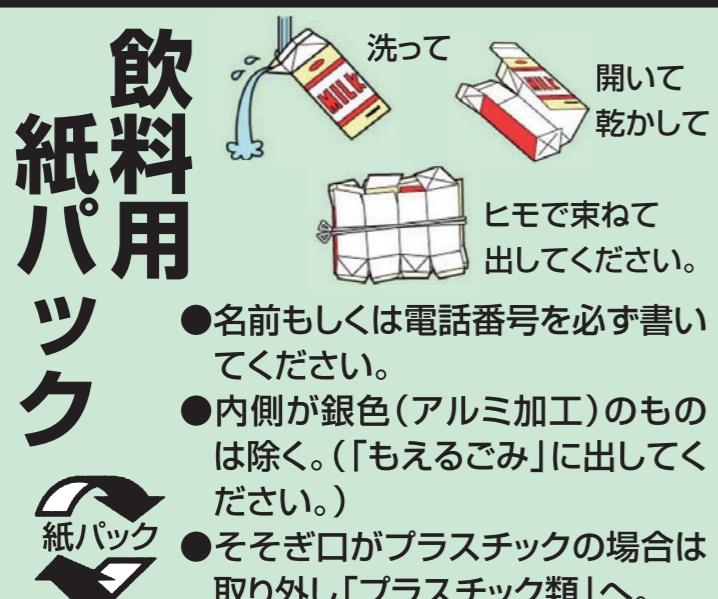
コンテナ回収
(小型金属類・
硬いプラスチック類等)
破碎選別ごみ



- 1辺(1番長い辺)が30cm未満の
もの。
- 飲食用以外の缶は、中身を使い
切ってから出してください。
- アルミ箔、アルミ製容器は、洗って
水切りをしてから出してください。
- 包丁、カミソリの刃等ケガのしや
すいものは、紙な
どに包み「キケ
ン」と書いて出
してください。

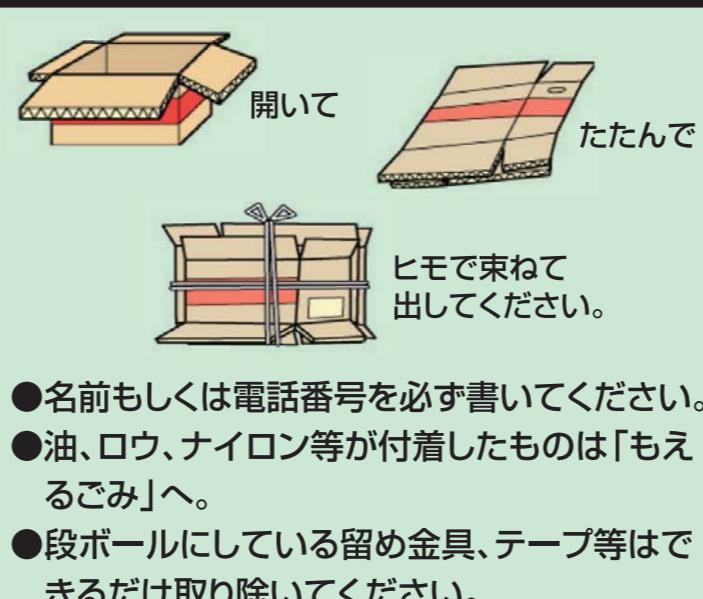
毎月
第3水曜日

紙類



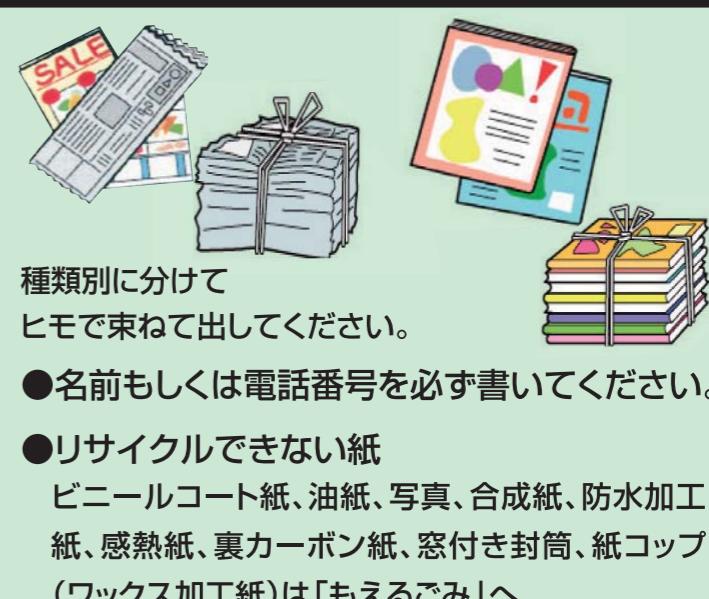
- 名前もしくは電話番号を必ず書
いてください。
- 内側が銀色(アルミ加工)のもの
は除く。(「もえるごみ」に出てく
ださい。)
- そぞき口がプラスチックの場合は
取り外し「プラスチック類」へ。

段ボール



- 名前もしくは電話番号を必ず書いてください。
- 油、ロウ、ナイロン等が付着したものは「もえ
るごみ」へ。
- 段ボールにしている留め金具、テープ等はで
きるだけ取り除いてください。

古紙類



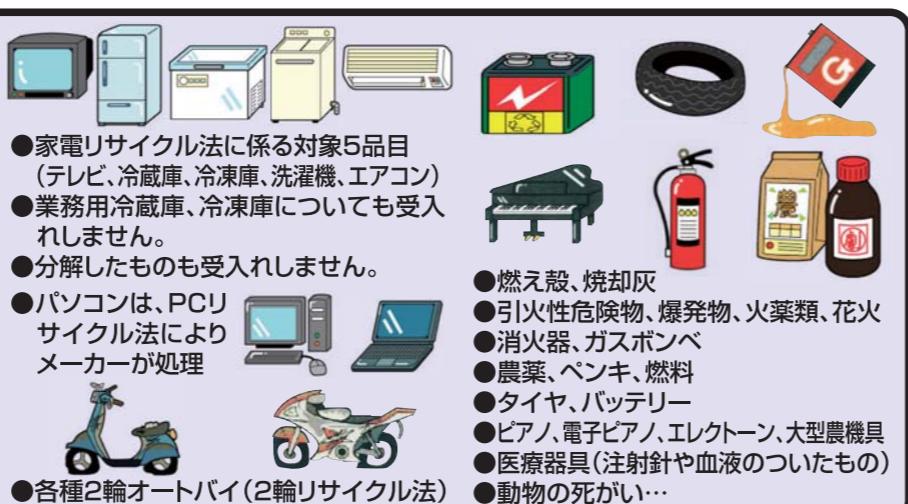
- 種類別に分けて
ヒモで束ねて出してください。
- 名前もしくは電話番号を必ず書いてください。
- リサイクルできない紙
ビニールコート紙、油紙、写真、合成紙、防水加工
紙、感熱紙、裏カーボン紙、窓付き封筒、紙コップ
(ワックス加工紙)は「もえるごみ」へ

収集しないごみ



- 収集車に一人で積み込みできないごみ。
- 引っ越し、大掃除、庭木の剪定などに
伴い一時的に出る多量の家庭ごみは
収集できません。じん芥処理センター
へ直接搬入してください。

受入れしないごみ



- 直接じん芥処理センターにごみを持ち込まれる方へのお願い
- 開門時間は、午前9時～午後3時まで。
 - 毎週土・日曜日は閉門します。
 - 係員の指示に従って下さい。
 - 他市町村の廃棄物の投棄は禁止します。
 - 許可券が必要なごみを持ち込まれる場合は、役場(支所)
にて事前に申請してください。
 - 運ぶ途中道路には、絶対落とさないようにして下さい。

ごみに関してのお問い合わせは

高野町環境整備課／TEL.56-3760
高野町じん芥処理センター／TEL.56-5353